

第 2 回委員会での意見についての対応

	意見	対応
亀谷委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料2の現状と課題の中の「高齢者の介護予防や生活支援」の二つ目の○の中に、雪片付けを追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 雪国山形の特徴的な課題ですので、資料2の「～現状と課題～」に下記の通り追記しました。 ○ 通院・買い物・ゴミ出し・雪片付け等の生活支援の確保が課題
西村委員	<ul style="list-style-type: none"> P34「(2) 日常生活でのICT活用・長寿DXの推進」の項目において、具体例が見えない。 	<ul style="list-style-type: none"> P34【施策の推進方向】3つ目の○を下記の通り修正しました。 ○ 県は、ICT機器を活用した「通いの場」のモデル事業実施により、コロナ禍にあっても持続可能となる新たな運営手法を検討するとともに、高齢者がICT機器を抵抗感なく活用できる意識の醸成と活用能力の向上を図ります。
大江委員	<ul style="list-style-type: none"> 担い手としてのフレイルサポーターの養成など高齢者が活躍していける仕組みづくりを市町村に協力して県としても推進していただきたい。専門職の力が地域に届いていくような仕組みづくりをお願いし、計画にも取り入れてほしい。 生活支援コーディネーターの研修の充実に取り組んでいただきたい。 P154「(1) 相談体制の充実」で、高齢者のみならず、幅の広い世帯を俯瞰して全体を見ることができるような支援体制等を意識して体制整備を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> P37「②社会活動への参加促進、学習機会の確保」の【施策の推進方向】5つ目の○を下記の通り修正しました。 ○ 県は、地域住民等を対象として生活支援の担い手を養成し、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業における多様な主体によるサービス事業の充実を支援します。また、養成した担い手候補者を地域の通いの場や生活支援の拠点に繋ぐ取組みにより、高齢者が活躍できる仕組みづくりを推進します。 P32「②住民主体の通いの場での介護予防」の【施策の推進方向】2つ目の○に記載の通り、専門職団体の協力により作成した介護・フレイル予防プログラムの普及のため、市町村が開催する通いの場代表者研修会等に、専門職を派遣する取組みを実施しています。 P41「(4) 生活支援・介護予防サービスの推進」の【施策の推進方向】5つ目の○を下記の通り修正しました。 ○ 県は、生活支援コーディネーターに対し、住民の生活課題への対応力向上を目的とした研修や情報交換の実施により、資質向上及び広域でのネットワーク構築のための支援を行います P154【施策の推進方向】1つ目の○の通り、市町村と連携し、複合的な課題を抱える個人や世帯に対し適切な支援を行います。なお、今年度のモデル事業で生活課題を解決する仕組みづくりや高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の相談も一括して一旦すべて受けるという取組みを県内3市町村で実施しています。このモデル事業の成果を他市町村へ広めていきます。

	意見	対応
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅におけるリハビリテーションの推進を追加できないか。在宅でのリハビリテーションにもかかわらせてほしい。 ・ 高齢者がいきいきと生活していくため、高齢者の担い手がメリットやインセンティブを持ち、進んで通いの場等をやっていくことが達成感を得られるのではないか。リードしていく高齢者が必要。茨城県で成功している高齢者サポーターの養成を取り入れられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P43「(5) 自立支援・重度化防止の推進」の【施策の推進方向】に下記の通り追記しました。 ○ 県は、介護予防強化のため、リハビリテーション職を活かした自立支援に資する取組みを推進する市町村を支援していきます。 ・ P41「(4) 生活支援・介護予防サービスの推進」の【施策の推進方向】3つ目の○の通り、ボランティアポイント活用等の好事例を市町村に発信していきます。 ・ P32「②住民主体の通いの場での介護予防」の【施策の推進方向】1つ目の○を下記の通り修正しました。 ○ 県は、通いの場の更なる普及・拡大を図るため、その担い手を養成するとともに、研修等の実施により担い手の資質向上を図ります。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ P55「3 在宅医療と介護の連携推進」のどこかに感染症対策を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P58「(3) 訪問看護サービス提供体制の充実」の【施策の推進方向】に下記の通り追記しました。 ○ 県は、事業所内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、サービス提供が困難になった訪問看護事業所に対して、他事業所から応援職員を派遣し、サービス提供を維持するための訪問看護事業所間ネットワークを構築します。
佐々木(利)委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定介護福祉士の法定研修を目指し、国家資格である介護福祉士の価値をあげたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P104「(1) 介護人材の確保①介護職員」の【施策の推進方向】(P106)に下記の通り追記しました。 ○ 民間資格である「認定介護福祉士」については、介護のキャリアパスにおける最上位資格として、介護職員の働く意欲の向上に繋がることが期待されることから、県は、関係団体との連携により導入促進について検討してまいります。
高木委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネの研修について、P107【施策に推進方向】にICTを活用した受講環境整備と記載があるので、研修を中止することのないようにしていただきたい。 ・ P131「(3) 介護給付の適正化」について、ケアプラン点検(P137)もオンラインでできるような体制を整えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動向も踏まえながら、ICTを活用し必要な研修を受講できるような体制を検討していきます。 ・ P138「③主要5事業の取組み(ケアプランの点検)」の【施策の推進方向】に下記の通り追記しました。 ○ 県は、ケアプラン点検におけるICT活用の可能性について検討してまいります。
横尾委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ P122「(1) 介護保険施設等の防災対策」について、避難場所や他事業所等と協定を結んでいない施設もまだあるので、被害があった時の協力体制の推進についてお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P123【施策の推進方向】に下記の通り追記しました。 ○ 災害時の施設間の連携については、特別養護老人ホーム等の一部施設に留まっていることから、県は施設種別ごとの連携体制の構築及び定期的な訓練の実施などを促進し、災害発生時における利用者の安全確保を図ります。

	意見	対応
五十嵐代理	<ul style="list-style-type: none"> ・ P156「(2) 介護と仕事の両立への支援」の中で、ケアラーへの支援をどのような形でしていくのか。要介護者を支える家族への支援についてこのままでいいのか検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P156【施策の推進方向】の2つ目の○を下記の通り修正しました。 ○ 県は、市町村や地域包括支援センターによる家族介護支援の取組みを支援することで、要介護者の自宅での生活継続に繋げていきます。
佐竹委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通いの場があってもそこに行くための足がなく、通いの場に行けない高齢者がたくさんいる。生活支援にも移動の支援がなく困っている高齢者はいる。町に言っても進まない。高齢者の足の確保について、県で具体的に動いてもらえれば助かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P162「(4) 交通安全対策と移動手段の確保」の【施策の推進方向】一番下の○に記載の通り、移動支援の担い手養成講座を今後も継続していきます。 また、その上の○に記載の通り、市町村等に対して地域公共交通の確保維持を図るため、運行支援等を行っていきます。 それらを実施しつつ、先進事例等を参考に県で何ができるのか検討していきます。
富田委員	<p>【「口腔ケア」という用語について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本プランに記載されている「口腔ケア」は、「器質的」なものか「機能的」なものか不明確。また、「口腔ケア」の記載の部分は、以前のような誤嚥性肺炎予防を主に考えた、器質的口腔ケアの意味だけではなく、咀嚼や嚥下機能などの口腔機能の管理に加え、その機能の維持向上を図るための歯科治療の意味を含むべきかと思う。 ・ P31「フレイルの予防に向け～口腔ケア」などは咀嚼機能の維持を目的とした口腔機能管理であろう。 <p>【認知症対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症が進んでからの口腔機能管理(義歯の取り扱いなど)は困難である。予防や予備軍段階、また認知症と診断されたらなるべく早期に歯科との連携をし、口腔健康管理を始めるべきである。 <p>【在宅訪問診療・認知症対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科受診が少ない原因の一つとして、治療やケアが必要な方の抽出から歯科受療への連携が弱いので強化するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P31「(1)高齢者の健康づくりと介護予防の推進」の【施策の推進方向】の○の3つ目を下記のとおり修正しました。 ○ 県は、フレイルの予防に向け、望ましい食生活の普及や口腔機能の管理を含む口腔ケアの推進、運動習慣の定着や社会参加を推進します。 ・ P59「(4)口腔ケア・栄養管理の推進」の【課題】の1つ目の○を次のように修正しました。 ○ 高齢者の身体機能及び生活の質の維持・向上には、口腔機能の管理を含む口腔ケア・栄養の管理が効果的であるという認識がまだ低い状況です。 ・ P59「(4)口腔ケア・栄養管理の推進」の【施策の推進方向】の1つ目の○を次のように修正しました。 ○ 県は、在宅歯科医療連携室を中心に、在宅療養生活を送る高齢者やその家族に対し、口腔衛生状態及び口腔機能の維持・向上のための口腔ケアや栄養管理の重要性を啓発することで理解促進を図るとともに、医療従事者や介護従事者が適切な口腔ケアや栄養管理を行える体制整備を推進します。 ・ P51「(3) 医療と介護分野の対応力強化」の【施策の方向】3つ目の○の通り、病院勤務の医療従事者や歯科医師、薬剤師及び看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施により、各医療機関等における早期対応や認知症患者の状況に応じた適切な対応のための体制強化を図ります。 ・ P59「(4)口腔ケア・栄養管理の推進」の【施策の推進方向】2つ目の○にあるとおり、在宅療養をされている方の適切な歯科受診につながるよう、多職種による連携体制の強化に取り組んでまいります。